

次に、日程第3でございますが、先議案件の議案第3号につきまして、市長から提案理由の説明、質疑、討論、採決を行っていただきます。なお、本件につきましては、委員会付託を省略する予定でございます。また、質疑及び討論の通告はございませんでした。

次に、日程第4でございますが、先議案件の議案第4号及び議案第5号につきまして、市長から提案理由の説明を行っていただきます。質疑につきましては通告はございませんでした。次に、委員会に付託して審査を行っていただきますが、資料1の委員会開催と記載しております番号のとおり開催する予定でございます。委員会審査終了後に本会議を再開いたしまして、2件の議案について委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行っていただきます。なお、討論につきましては通告はございませんでした。

次に、日程第5でございますが、議案第6号から議案第42号までの合計37件の議案につきまして、市長から提案理由の説明を行っていただきます。以上が本日の議事日程となります。

元の資料に戻っていただきまして、(2)でございます。特別委員会の日程追加でございますが、資料2も併せて御覧ください。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を休会日であります3月17日月曜日午前10時から開催していただく予定でございます。案件といたしまして、陳情賛同議員がございまして付託となった場合には陳情の審査がございまして、執行部からその他報告案件がございまして。

次に、(3)、発言通告の期限についてでございますが、議案に対する質疑は3月5日水曜日正午まで、また予算総括質問は3月6日木曜日正午まででございますので、御確認をお願いいたします。以上でございます。

○戸田委員長 事務局の説明は終わりました。委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 次に、協議事件2、質問項目について事務局の説明を求めます。

松田事務局長。

○松田事務局長 次に、質問項目についてでございます。資料3を御覧ください。

各質問の割当てにつきましては、資料の表のとおり、3月3日、4日及び6日はいずれも6人で、7日は3人でございます。質問日、質問順及び質問項目につきましては、割当表及び質問項目の一覧表のとおりでございますので、御確認をお願いいたします。

そして、事務局から1点お願いでございます。質問におきまして、パネルを使用される場合や質問関係資料を配付される場合は、事前に議長の許可が必要となりますので、質問日前日の午後5時までに事務局までお申出ください。よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○戸田委員長 事務局の説明は終わりました。委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 次に、協議事件3、受け付けた陳情について事務局の説明を求めます。

松田事務局長。

○松田事務局長 次に、受け付けた陳情についてでございます。資料4を御覧ください。

8件の陳情が提出され受け付けております。なお、陳情賛同議員の報告期限は3月5日水曜日正午まででございますので、御確認をお願いいたします。以上でございます。

○戸田委員長 事務局の説明は終わりました。委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 次に、協議事件4、意見書についてを議題といたします。資料5を御覧ください。

こちらについては、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書(案)として、公明党議員団から提出されております。

この意見書について説明を求めます。

津田委員。

○津田委員 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書について御説明申し上げます。現状につきましては、民法第750条、これで、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」というふうになっております。それで、婚姻に際しては、夫又は妻のいずれかのほうが必ず姓を改めなければならないということ、現実的には、夫の姓を選んでいるということが95%近くになっておりまして、それで、名義変更の負担に加えて、仕事上の姓と、それからあと戸籍上の姓の不一致による不利益などを、特に女性が負っているという現実があります。経緯としましては、平成8年に、法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申しておりますが、当時は国民の間にも様々な意見があったことから、改正案の国会提出には至らなかったという、このまま平行線で推移しております。

それからあと、令和3年6月には最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の姓に関する制度の在り方では、国会で論ぜられて、判断すべきであるというふうにされたところであります。

それで、企業にとってもビジネス上のリスクになるということで、令和6年6月に経団連、夫婦別姓を認めない今の制度というのは、そういうビジネス上のリスクになるというふうにしてですね、同年10月にも、国連の女性差別撤廃委員会が、夫婦同姓の強制を廃止するよう4度目の勧告を行っております。こういう課題が日本経済上も国際上も影響を及ぼしているということでございます。

それで、今回、国におかれては、選択的夫婦別姓制度の早期法制化に向け、家族の一体性や戸籍制度を守るべき価値と、別姓を求める個人の人格的利益とをどう両立させるかについて、より積極的な議論を行うよう、国民に開かれた議論を強く要望するということで、公明党から意見書を提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○戸田委員長 説明は終わりました。委員の皆様の質疑、御意見等を求めます。

錦織委員。

○錦織委員 公明党さんのほうからこの意見書案が出ましたけど、内容はこれまで陳情などが何回か出ておりまして、特に12月議会では、私もこの内容で賛同したということで、意見も述べさせてもらったんですけども、今回、公明党さんがこれを出されたということの意味合いっていうものは、重く受け止めないといけないと思うんですけど、ずっと反対してこられたのでね。なぜ、そういうふうになられたのかっていうところだけはちょっとお聞きしておきたいと思います。

○戸田委員長 津田委員。

○津田委員 前回というか、先般行われました、この意見書を提出されておられましたけれども、前回内容的には法改正をいきなり求めるような形になっていたと思いますので、

今回うちの党からは、それを法制化に向けた議論の促進を求める意見書ということで、積極的な議論を、国民に開かれた議論を行っていくということを強く要望したいということで、提出させていただいております。以上です。

○戸田委員長 よろしいですか。

錦織委員。

○錦織委員 おっしゃることは分かりましたけど、今、国会でも公明党さんのほうも党として推進の議論もして来ておられたと思いますので、ちょっとこれを今出されるのは何でかなという思いはやっぱりちょっと拭えませんが、そのもののことは必要だというふうには思いますけど、そういうちょっと何ていうか、気持ち的にはすっきりしないものがあります。ちょっとすみません、感想みたいなことを述べて。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

奥岩委員。

○奥岩委員 先ほど錦織委員も聞かれてましたけど、12月定例会の際に請願で同様のものが出ておりまして、本会議でこちら不採択になっておりましたので、ほぼ同じ内容で何で出されたんだろうかなと思って気になっていたんですけど、先ほど津田委員さんおっしゃられたのは、12月定例会の請願と違う部分は積極的な議論をしてくださいっていうのを要望するっていう受け取りでよろしいですか。

○戸田委員長 津田委員。

○津田委員 いきなり法改正というふうには、今までの経緯からすると、平行線のままで、これがいきなり法改正というふうになっているのはなかなか難しい問題でございますので、まずはこういう積極的な議論を行うような要望、国民に開かれた議論をしていくということで、出したいというふうに思っております。党としては、ここにも書いてありますけど、家族の一体性や戸籍制度を守るべき価値と、別姓を求める個人の人格的利益とをどう両立させるかということをより積極的な議論を行っていくということで、党としても強く要望したいと思っております。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 それでは、ほかに質疑、御意見はないようですので、この意見書につきましては、会派にお持ち帰りいただいて、次回3月6日に予定しております議会運営委員会で協議したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 御異議ございませんので、そのようにさせていただきます。

次に、協議事件5、次回議会運営委員会の開催について、記載のとおり3月6日木曜日午前9時20分から開催いたしたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 以上でこちらで用意した案件は終了となります。

委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 事務局から何かございますか。

〔「ございません」と松田局長〕

○戸田委員長 正副議長から何かございますか。

〔「ございません」と岡田議長〕

○戸田委員長 それでは、以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

午前 9 時 3 3 分 閉会

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

議会運営委員長 戸 田 隆 次